

第 168 回千葉県森林審議会森林保全部会議事録

1 開催日時

令和 7 年 5 月 7 日（水）

午後 1 時 30 分から午後 3 時 40 分まで

2 開催場所

千葉県森林会館 5 階 第 1 会議室

3 出席者

【委員】

青山定敬 委員（部会長）、橘隆一 委員、原啓一郎 委員

【職員】

宮川森林課長、木村林地対策室長 他

4 議題

（１）審議事項

議案 1 「林地開発許可案件」について

5 議事の概要

上記の議案 1 に係る第 1 号から第 3 号案件について審議がなされ、森林法第 10 条の 2 第 2 項各号に照らして妥当な計画であると判断された。

【主な意見】

○第1号案件[【新規】土石等の採掘及び工場、事業場の設置（残土埋立及び駐車場の設置）について]

委員：谷地形の部分が2本あるとのことだが、現状どれくらい水が流れているのか。

事務局：現地を確認したところ、水の流れは確認できなかったが、斜面地であるため多少の雨水が流下する可能性がある。

委員：降雨の際にということか。

事務局：はい。

委員：2つの谷を埋めるということだが、雨水時に上流からこの地域内に水が流れ込む形となっているのか。

事務局：それぞれの市道に側溝があるため、上流側については市道で遮られる。

委員：谷の頭部のところからということか。

事務局：はい。

委員：様式2で切土の説明があったが、どの辺りか。

事務局：切土は主にこちらのドットの箇所（図示）と、こちらのドットの箇所（図示）で生じる計画となっている。

委員：勾配1:1.2は、どこを指しているのか。

事務局：こちら（図示）に切土が生じ、1:1.2となる。

委員：今回の残土埋立では、どのような土を持ってくる予定か。

事務局：白井市で発生した建設残土を持ってくる計画で、現時点では砂質土の予定となっている。

委員：砂質土となると、それなりに締固めをしないといけないが、先ほど説明のあった30 cmごとの締固めでも問題ないのか。

事務局：締固めたうえで、土砂の密度試験と地盤の強度試験を500 m³ごとに実施し、それによって締固めが十分に行われているかを確認する計画となっている。

委員：最終的に駐車場になるが、表面はどのような処理を予定しているのか。

事務局：駐車場は碎石で締固める予定となっている。

委員：最終的に一番上はアスファルトではなく、砂利のような形になるということか。

事務局：はい。

委員：造成森林とするにあたって、表土をとっておいて改めて使う形か。

事務局：現状、この辺り（図示）は栗畑となっており、表土を確保し、パーク堆肥を混

ぜて土壤改良したうえで、植栽時に活用する予定となっている。

委員：盛土材は砂質土ということだが、こちらには砂質土か粘性土と書いてあり、どちらになるのか。

事務局：粘性土も混ざっている可能性はあるが、主に砂質土で埋立てる予定となっている。

委員：砂質土が主でよいのか。

事務局：はい。

委員：地下に設置するドレーンは1箇所か。

事務局：2系統で流している。

委員：かなり広いところ（図示）があるが、その間は何もしなくても大丈夫か。

事務局：現状、平地が続いているため、ほとんど埋立てが生じない場所となっている。

委員：表層が砂利ということは、ある程度は吸い込むのか。雨が降った際に、どこに水が流れるのか。

事務局：砂利のため、多少浸み込む可能性はあるが、流出係数0.95で計算しており、雨水はほとんど浸み込まず、調節池に流入させる計画となっている。

委員：雨水は表面を流れるのか。

事務局：こちら（図示）の2系統に集まって流れる。

委員：排水施設に集まって流れるのか。

事務局：はい。

○第2号案件【新規】土石等の採掘（砂利採取）について】

委員：様式2で計画期間が5年間となっているが、事業区域を5年かけて土石の採掘をするということか。

事務局：はい。

委員：採掘していく中で、その度に表土を戻して造成森林をつくるのか。それとも5年後に全部まとめて森林を造成するのか。

事務局：法面は随時、緑化していくが、平場に関しては最後に植栽を行う。

委員：浸透池の必要容量と設計容量の差が2.37m³しかないが、問題ないのか。

事務局：基準を満たしているので問題はない。また、池の部分が一番低くなるよう造成しているので、万が一溢水しても道路に行くような可能性はないと思われる。

委員：施工後の土地利用計画平面図で造成緑地が区分けされているが、黄色と点々の区域では植生が違うのか。

事務局：森林法で地域森林計画対象民有林として森林区域を定めており、点々が付いている箇所は、森林法による森林の区域でない部分を示している。点々の有無に関わらず、造成緑地としての緑化方法は変わらない。

委員：最終的にはその区域も森林を造成するということか。

事務局：法面部分なので緑化という形で終わる。

委員： 植生シートということになるのか。

事務局： はい。黄色の部分が植生シートとなり、緑色の部分がクヌギ・コナラ・ヤマハギを植栽する部分となる。

委員： 主に中央部の小規模でやっていた部分が造成森林になると思うが、取り尽くした後の基岩はどのような形になっているのか。表土を取り置きしているが、面積のわりにはあまり取れないように思われるため、下の盤が岩だと心配である。

事務局： 現状、下の盤で岩が出ることはない。

委員： 表土が何センチか敷き詰められたうえでクヌギやコナラが植えられるということか。

事務局： はい。

委員： 施工中の土地利用計画平面図で、法面4段の高さがそれぞれ違うのは、なぜか。

事務局： 切土の場合、基準上では10mごとに小段を設けることになっているが、今回、事業者の計画上このように取りたいと示されて、基準上問題ないため許可見込みとしている。

委員： 安全面で見ると上限の10mにならないよう、平均する方がよいと思うが、事業者として何か意図があるのか。

事務局： 砂利採取事業のため、取れる土質で分けている可能性は想定されるが、明確な理由は事業者を確認しないと分からない。

委員： それは、中期事業計画平面図で示されている通り、毎年掘削する土砂のボリュームが異なるということか。

事務局： 採掘量は全体で計算されているが、砂利採取に関してはその時々需要によって出ていく量も変わる部分があると思う。基本的には毎年度同じ量を取っていく考えで、事業者は計画を立てていると思う。

事務局： 先ほどの法面の高さが異なる件について、図面下側の市道51号線が奥に向かって緩やかに上がる形状で、道路法面についても緩やかに上がっている。その法面への擦り付けを検討した結果、法面の高さが異なる形状となった。

委員： 道路の法面勾配に合わせて考えたということか。

事務局： 道路法面の形状に合わせ、周囲の残置森林幅の兼ね合いも考慮し、造成面を考えた結果、各幅が異なる形状となっている。

委員： 高さでいうと86mのところと一番下のところで合わせ、道路に合わせたということか。

事務局： はい。

○第3号案件【【変更】工場、事業場の設置（流通業務施設の設置）について】

委員： 頻繁に変更されているのは、なぜか。

事務局： 都市計画法等の他法令手続における計画内容と、林地開発許可手続における計画内容とで、足並みが揃っていない状況。法令が異なるとは言え、基本的には同じ内容で整えなければならないが、都市計画法の手続が先行されてしまったり、審査機関の指摘が後から出てきたりしている。それらにより主要な防災施設の変更が必要になると、変更許可手続を要するため、変更が重なっている。

委 員： 今後も変更はあるのか。

事務局： 事業者からは、これで最後にしたいと聞いている。

委 員： 道路沿いの浸透井戸を移動する計画だが、それでもまだ道路に近いような気がするが、浸透機能は問題ないのか。浸透井戸は真下に浸透させるものと、側方に浸透させる機能があると思うが、側方への浸透水が道路側に行かないよう、もう少し内側に設置する計画にできなかったのか。

事務局： 現許可では、浸透井戸は道路に隣接しているが、浸透能の問題ではなく、浸透井戸設置の施工時に道路を通行止めにしなければならないため、位置を変えたいとのこと。道路に近くても浸透能自体は問題ないが、施工上の理由から位置を変更する計画となっている。

委 員： 浸透能的には、特に側方への浸透は問題ないということか。

事務局： はい。

委 員： 令和5年10月27日に当初の計画を許可して以降、今回で3回目の変更になるが、都市計画法などの許可が出るのに、その都度、時間がかかったということか。あるいは、今回の変更については、先行施工されている部分があるようだが、先行部分は既に設置してしまったから、施工し直させるのも環境への負荷が大きいので、その部分を活かした形で、各種法令の基準を満たすような調整をするという申請なのか。

事務局： 本来は、今回の変更許可申請の計画について、審議会の答申をいただいて、許可した後に施工されることとなるが、既に変更許可申請の計画どおりに現地の施工が行われている状況である。

委 員： 他法令との調整は全て事業者が行っていて、帳尻は合っているため、今回、変更許可申請を出してきたということか。

事務局： 変更許可申請の内容が変われば、現地で先行して施工した内容も変えなければならないので、そのような場合は是正をさせる。事業者からも、その旨の確約書を徴している。